社会福祉法人　山梨県社会福祉事業団定款

制定	昭和41年 2月24日	改正	平成16年12月 7日	改正	平成28年12月22日
改正	昭和42年 9月25日	改正	平成17年 6月 3日	改正	平成29年 6月14日
改正	昭和45年 3月30日	改正	平成18年 2月 9日	改正	平成30年 6月14日
改正	昭和46年 3月22日	改正	平成18年 3月29日	改正	平成31年 3月28日
改正	昭和51年 7月 8日	改正	平成19年 3月22日	改正	令和 2年 3月27日
改正	昭和57年 3月24日	改正	平成19年 5月30日	改正	令和 4年 3月28日
改正	昭和63年 3月24日	改正	平成20年 3月25日	改正	令和 7年 3月27日
改正	平成元年 6月26日	改正	平成21年 3月25日	改正	令和 8年 3月30日
改正	平成 3年10月 1日	改正	平成22年 3月24日		
改正	平成 5年 4月 1日	改正	平成22年 5月26日		
改正	平成 6年 3月24日	改正	平成24年 3月26日		
改正	平成 8年 4月 1日	改正	平成24年 5月29日		
改正	平成 9年 4月 1日	改正	平成25年 3月27日		
改正	平成10年 4月 1日	改正	平成26年 3月25日		
改正	平成11年 4月 1日	改正	平成26年11月 4日		
改正	平成12年11月13日	改正	平成27年 3月20日		
改正	平成13年 7月23日	改正	平成28年 3月25日		
改正	平成14年12月19日	改正	平成28年 5月27日		

第1章　総　則

（目　的）

第1条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1)　第一種社会福祉事業
　(ア)　養護老人ホームの経営
　(イ)　児童養護施設の経営
　(ウ)　特別養護老人ホームの経営
　(エ)　障害者支援施設の経営

(2)　第二種社会福祉事業
　(ア)　老人デイサービス事業の経営
　(イ)　老人短期入所事業の経営
　(ウ)　障害福祉サービス事業の経営
　(エ)　老人居宅介護等事業の経営
　(オ)　相談支援事業の経営

（名称）

第2条　この法人は、社会福祉法人山梨県社会福祉事業団という。

（経営の原則）

第3条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
2　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。
（事務所の所在地）
第4条 この法人の事務所を山梨県甲府市西油川町117番地1に置く。

第2章 評議員

（評議員の定数）
第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。
（評議員の選任及び解任）
第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
2　評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員2名の合計５名で構成する。
3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
（評議員の任期）
第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
3　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
（評議員の報酬等）
第8条 評議員には報酬を支給しない。
2　評議員には、費用を弁償することができる。
3　前2項に関し、必要な事項は、評議員会の議決を経て、別に定める。

第3章 評議員会

（構成）
第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
（権限）
第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　理事及び監事の報酬等の額
(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(5)　定款の変更
(6)　残余財産の処分
(7)　基本財産の処分
(8)　社会福祉充実計画の承認
(9)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（開催）
第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
（決議）
第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)　監事の解任
(2)　定款の変更
(3)　その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4　第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、評議員会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が、前項の議事録に記名押印する。

第4章　役員及び職員

（役員の定数）
第15条 この法人に、次の役員を置く。
(1)　理　事　　6名
(2)　監　事　　2名
2　理事のうち1名を理事長とする。
（役員の選任）
第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
（理事の職務及び権限）
第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3　理事長は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
（役員の任期）
第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
3　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)
第２１条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
2　理事及び監事には、費用を弁償することができる。
3　前2項に関し、必要な事項は、評議員会の議決を経て、別に定める。
(職員)
第22条 この法人に、職員を置く。
2　この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)
第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。
(権限)
第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長の選定及び解職
(招集)
第25条 理事会は、理事長が招集する。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
(決議)
第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。
(議事録)
第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)
第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。
2　基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
(1) 現　金　　13,300,000円也
(2) 建　物　　別表1のとおり
(3) 土　地　　別表2のとおり
3　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
4　公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。
(基本財産の処分)
第29条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、山梨県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、山梨県知事の承認は必要としない。
(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)
第30条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
3　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。
(事業計画及び収支予算)
第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(事業報告及び決算)
第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
(5)　貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
(6)　財産目録
2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1)　監査報告
(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿
(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4)　事業の概要等を記載した書類
(会計年度)
第33条　この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
(会計処理の基準)
第34条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。
(臨機の措置)
第35条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第7章　公益を目的とする事業

(種　別)
第36条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
(1) 居宅介護支援事業
(2) 特定施設入居者生活介護事業
(3) 地域生活支援事業
2　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。
(剰余金が出た場合の処分)
第37条　前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章　解散

(解　散)
第38条　この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散す

る。
(残余財産の帰属)
第39条　解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章　定款の変更

(定款の変更)
第40条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、山梨県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款変更をしたときは、遅滞なくその旨を山梨県知事に届け出なければならない。

第10章　公告の方法その他

(公告の方法)
第41条　この法人の公告は、社会福祉法人山梨県社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。
(施行細則)
第42条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則
(施行期日等)
1　この定款は、厚生大臣の設立認可のあった日(昭和41年3月15日)から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき役員の選任を行うものとする。

役員名
理事　天野　　久
理事　田中　徹雄
理事　内藤　盛次
理事　横山　正夫
理事　中村　太郎
理事　阿部　知久
理事　水上　啓起
理事　三井　清次
理事　秋山　貞男
理事　長島　直彦
理事　竹下　信夫
理事　加賀美日聰
理事　和田　吉弥
理事　小林　　茂
理事　富士　　平
監事　清水　欽一
監事　佐々木秀春
監事　新野慶次郎

附　則
この定款は、昭和45年12月26日から施行する。
附　則
この定款は、昭和47年3月1日から施行する。
附　則
この定款は、昭和52年12月3日から施行する。
附　則
この定款は、昭和57年7月26日から施行する。
附　則
この定款は、昭和63年4月1日から施行する。
附　則
この定款は、平成元年6月26日から施行する。

附 則
この定款は、平成3年10月1日から施行する。
附 則
この定款は、平成5年4月1日から施行する。
附 則
この定款は、平成8年7月5日から施行する。
附 則
この定款は、平成9年6月20日から施行する。
附 則
この定款は、平成10年6月30日から施行する。
附 則
この定款は、平成11年6月14日から施行する。
附 則
この定款は、平成12年11月13日から施行する。
附 則
この定款は、平成13年7月23日から施行する。
附 則
この定款は、平成14年12月19日から施行する。
附 則
この定款は、平成16年12月 7日から施行する。
附 則
この定款は、平成17年 6月 3日から施行する。
附 則
この定款は、平成18年 5月22日から施行する。
附 則
この定款は、平成19年 5月10日から施行する。
附 則
この定款は、平成19年 9月10日から施行する。
附 則
この定款は、平成20年 5月 1日から施行する。
附 則
この定款は、平成21年 5月22日から施行する。
附 則
この定款は、平成22年 4月12日から施行する。
附 則
この定款は、平成22年10月 1日から施行する。
附 則
この定款は、平成24年 5月 9日から施行する。
附 則
この定款は、平成24年 5月29日から施行する。
附 則
この定款は、平成25年 4月17日から施行する。
附 則
この定款は、平成26年 4月 1日から施行する。
附 則
この定款は、平成27年 2月 1日から施行する。
附 則
この定款は、平成27年 5月 7日から施行する。
附 則
この定款は、平成28年 4月18日から施行する。
附 則
この定款は、平成28年 5月27日から施行する。
附 則
この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。
附 則
この定款は、平成29年 6月14日から施行する。

附　則

この定款は、平成30年　6月14日から施行する。

附　則

この定款は、平成31年　4月16日から施行する。

附　則

この定款は、令和　2年　4月22日から施行する。

附　則

この定款は、令和　4年　5月　6日から施行する。

附　則

この定款は、令和　7年　3月27日から施行する。

附　則

この定款は、令和　8年　2月　5日から施行する。

附　則

この定款は、令和　8年　5月　1日から施行する。

別表1(第28条関係)

施設名	所在地	構造・建物		延面積	
豊寿荘	南アルプス市十日市場字西村前727番地1 743番地1、744番地2	老人ホーム	(鉄骨造合金メッキ鋼板葺・２階建)	1階	1,776.53平方ﾒｰﾄﾙ
				2階	1,592.43平方ﾒｰﾄﾙ
明生学園	甲斐市竜王字子新田2,175番地	養護所	(鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根・３階建)	1階	365.98平方ﾒｰﾄﾙ
				2階	531.20平方ﾒｰﾄﾙ
				3階	393.04平方ﾒｰﾄﾙ
		車庫	(ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造・平屋建)		30.00平方ﾒｰﾄﾙ
桃源荘	山梨市一町田中字宮腰154番地2、 153番地、154番地1、151番地1、 150番地1、155番地、156番地、 156番地2、157番地1	老人ホーム	(鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根スレートぶき ・３階建)	1階	3,366.23平方ﾒｰﾄﾙ
				2階	1,791.57平方ﾒｰﾄﾙ
				3階	15.60平方ﾒｰﾄﾙ
		機械室	(鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根平屋建)		31.51平方ﾒｰﾄﾙ
		物置	(鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根平屋建)		19.89平方ﾒｰﾄﾙ
サテライト 桃源荘	山梨市一町田中字下川原198番地、 197番地、1302番地3	老人ホーム	(鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄骨造陸屋根３階建)	1階	997.10平方ﾒｰﾄﾙ
				2階	1,347.16平方ﾒｰﾄﾙ
				3階	19.40平方ﾒｰﾄﾙ
きぼうの家	甲府市西油川町字蛭沢109番地1、 109番地7、116番地1、116番地4、 117番地1、117番地9、129番地2、 137番地1 甲府市下鍛冶屋町字十六枚756番地1、 760番地1	療養所	(鉄骨造・平屋建)		4,636.89平方ﾒｰﾄﾙ
もえぎ寮	大月市富浜町宮谷字上長尾1615番地3、 1622番地、1619番地1 大月市富浜町宮谷字諏訪ノ前1511番地3 1510番地3、1511番地3先	養護所	(鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造・平屋建)		1,215.66平方ﾒｰﾄﾙ
		作業所	(鉄骨造・平屋建)		314.22平方ﾒｰﾄﾙ
		機械室	(鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造・平屋建)		10.80平方ﾒｰﾄﾙ
はまなし寮	南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾6,663 番地1	事務所・療護所	(鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造・平屋建)		1,939.37平方ﾒｰﾄﾙ

別表2(第28条関係)

施設名	土地		面　積
	字名	地番	
サテライト桃源荘	山梨市一町田中字下川原	１９７番	769.00平方メートル
		１９８番	813.00平方メートル
		１３０２番２	114.00平方メートル
		１３０２番３	289.00平方メートル
きぼうの家	甲府市下鍛冶屋町字整理地	５１３番１	586.58平方メートル
	甲府市下鍛冶屋町字十六枚	７６０番１	2,282.82平方メートル
		７５６番１	1,317.98平方メートル
		７５７番	1,405.00平方メートル
	甲府市西油川町字蛭沢	１１７番１	1,007.99平方メートル
		１０９番１	2,659.61平方メートル
		１１６番１	580.35平方メートル
		１２９番２	1,318.05平方メートル
		１３７番１	1,173.93平方メートル
		１０９番７	202.13平方メートル
		１１７番９	179.71平方メートル
		１１６番４	94.59平方メートル
もえぎ寮	大月市猿橋町桂台三丁目	３６番１	203.87平方メートル
		３６番２	257.34平方メートル
		３６番３	227.03平方メートル
		３６番４	207.80平方メートル
		３６番５	208.00平方メートル
		３６番６	207.71平方メートル
		３６番７	207.77平方メートル
		３６番８	100.97平方メートル
		３７番１	225.91平方メートル
		３７番２	239.44平方メートル
		３７番３	220.97平方メートル
		３７番４	201.71平方メートル
		３７番５	199.28平方メートル
		３７番６	199.13平方メートル
		３７番２２	213.39平方メートル
		３７番２３	213.02平方メートル
		３７番２４	233.16平方メートル
		３７番２５	216.05平方メートル
		３７番２６	208.04平方メートル
		１７０番	5.01平方メートル
		１７１番２	325.05平方メートル
		１８８番２	126.28平方メートル